

# 一般社団法人日本活断層学会名誉会員選考選考規程

2025年4月26日理事会決定

第1条 定款第5条（4）で規定する名誉会員について定める。

第2条 名誉会員は、原則として満70歳以上の正会員を対象として選考する。

第3条 名誉会員の推薦は、正会員3名以上の連記による名誉会員推薦理由書を会長に提出する。

第4条 名誉会員候補者は名誉会員推薦理由書に基づき理事会の議を経て推挙され、総会で承認後、本人の意志により名誉会員となることができる。

第5条 名誉会員の資格は終身とする。

第6条 この規程の改定及び廃止は、理事会の決議を得なければならない。

## 附則

この規程は 2025年4月26日から実施する。